

事故防止対策マニュアル

青森市合浦一丁目2番4号

三八五観光タクシー株式会社

017-742-2211

マニュアル作成の意図

三八五観光タクシー(株)

「事故0の達成」をスローガンに安全確保を最優先とし、当社で働く全ての従業員にとって安全で快適な職場環境を目指します。

● 行動指針

- ◇ 交通事故防止のため計画を定め、全従業員に理解と協力を求め事故防止活動に取り組む。
- ◇ 従業員を対象に、定期的に安全運転講習会を開催し、一人一人の意識改革に努める。
- ◇ 日常点検・事故防止対策等を作成配布し、常に安全意識を高めることに徹底する。

目 次

1. 基本事項
2. 飲酒運転の撲滅
3. 運行前注意事項
4. 運行時注意事項
5. 事故発生時の措置
6. 事故発生時の措置

1 基本事項

- 安全速度

道路状況や状況、天候等に応じた安全速度を守り走行する。

道路状況や速度に応じて適切な車間距離を確保する。

- 運転に集中する

考え事に没頭したり脇見運転をしない

他車のペースに巻き込まれないようにする。

カーナビゲーション等の操作は運転中にしないようにする

- 走行中の携帯電話の使用禁止

会社からの連絡であっても、安全な場所に停車してから使用し、運転中は使用禁止とする

- 運行時間に応じた休息

無理な走行はせず、車を安全な場所に停め休息を取ること

眠気を感じたときも同じように休息を取ること

- 譲り合いの精神

割り込み、追い越し、無理な車線変更をしない。

運転中のイライラは事故に繋がります。

譲り合いの精神を忘れずに運転する。

- 急加速・急発進・急減速をしない

道路状況を確認し、安全な加速、発進、減速操作をする

プレーキは早めにかけて、ゆとりある運転に努める

- 服装

会社支給の服装を着用すること

原則靴を着用し、サンダル等は禁止とする

2 飲酒運転の撲滅

- 厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時対面点呼及びアルコールチェッカーで飲酒の有認する

- 酒気が残っている運転者は乗務禁止とする

- 運転者の飲酒状況の把握

 - ◇ 定期的に個別面を実施し、飲酒実態を把握する

 - ◇ 1年に1回運転記録証明書を申請します

- 勤務に影響を及ぼすような飲酒を禁止する

 - ◇ 翌日の勤務に支障のきたす飲酒は絶対禁止

3 運行前注意事項

- 健康管理

健康状態は運転。業務に大きな影響を及ぼすので、食事、休憩、睡眠は十分に
取り日から自分の体調管理は責任を持って行うこと。

体調不良時は運行前点呼で申し出ること。

疾病は交通事故の要因になるので、年2回の健康診断を必ず受診する

- 運行前点検の実施

運行前には必ず決められた個所の点検をきちんと行い、異常の有無にかかわらず点呼時に運行管理者に申し出ること。

前運行での車輛異常や修理、処置の記録を確認する。

日常点検表に点検結果を記入する。

不備がある車輛での運行は厳禁。

車内は常に整理整頓しておく。

- 運行前点呼

運行前は必ず決められた場所で点呼を受ける。

対面点呼の際、体調不良、異常がある場合は申し出る。

血圧・体温・アルコールチェックは必ず確認する

携行品の確認を行う。(免許証、備品等)

運行がスムーズに行えるよう、運行計画の再確認をする。

4 運行時注意事項

- 発進時

前後左右、車の下等に人がいないかよく確認してから発進しましょう。

発進前に再度ミラー等で確認してから発進する。

夜間、悪天候時は特に注意して発進する。

走行時はライトを点灯すること。

- バック時

後方の安全確認を必ずし、ゆっくりバックする。

バックしなければ出られないような細い道にはなるべく入らない。

- 車間距離

道路状況や速度に応じて適切な車間距離を確保する。

見通しの悪い道、悪天候時、初心者や高齢者マークの後につく時など

は特に注意する。

- 追い越し

追い越しはやむをえない場合以外はしないこと。

追い越し時は対向車、前車、歩行者、道路状況などの安全を確認する。

追い越しする前の合図は早めに行う。

二輪車、自転車の追い越しは大変危険です。風圧で相手が倒れこむことがあるので特に注意する。

- 徐行

見通しの悪い交差点、曲がり角

付近、水溜り

交差点での右左折時、急な下り坂、上り坂頂上

付近

停車している車や歩行者の横を通過する時、徐行の標識等がある場所、その他危険な所 以上のような場合は必ず徐行し、安全確認をすること。

- 駐停車

交通の妨げになるような場所や、駐停車禁止の場所は避ける。

必ず安全な場所に駐停車すること。

前方、後方を確認してからドアを開ける。

- 踏み切り

踏み切りの手前は必ず一時停止です。

踏み切り内で車輛が動かなくなった場合は、直ちに非営警報装置のボタンを押し、信号炎管などで合図を送りましょう。

踏み切り内に車輛が残らないよう、前方のスペースを確認してから進みましょう。

踏み切りでは変速装置を操作しない。

- 交差点

信号機は早めに確認し、信号の変化を予測した無理な運転はしない。

歩行者や他車が飛び出してくる危険があるので安全確認して走行する。

信号機のない交差点では徐行し、停止線で一時停止をし、安全を確認する

- 二輪車、歩行者

歩行者、二輪車の側を通過する時は、飛び出しに注意し徐行または一時停止を行うとともに、その動向に注意する。

水溜り等がある場合、他人に迷惑をかけないように徐行するなどしましょう。

- 悪条件での運行

雨、雪、路面凍結時は普段よりも速度を落とし、車間距離も十分に確保する。

強風時ハンドルを取られないようしっかりとハンドルを持つこと。

夜間は歩行者等を発見しづらいので十分注意すること。

- その他

以上の点以外にも走行には常に危険が伴います。交通ルールをよく理解し安全な運行を心がけること。

5 運行後注意事項

- 運行後は必ず運行後点検を受けること。その際運行管理者に車両状態、道路状況を報告する事。

- 次の勤務に備え、十分に休息を取る。

6 事故発生時の措置

【事故を起こした時の対応】

- 人命救助が第一です。
体の状態を確認し直ちに 119 番 110 番に連絡する。
応急救護措置をとる。
- 事故車両が後続事故を起こす恐れがある場合は、状況を確認した上で車両を安全な場所へ移動させる。
- 会社へ連絡し事故の状況等を伝え指示を仰ぐ。
- 相手の氏名、住所電話番号等の必要事項を確認する。

1 交通事故が発生したら、まず負傷者を救護

交通事故は大きく分けて、人身事故と物損事故の2つです。人身事故の場合、言うまでもありませんが真っ先にしなければならないのは、負傷者の救護と119番の連絡が第一です。何を当たり前のことをと言われそうですが、普通の人は交通事故に慣れていません。理屈は誰でも分かっています。事故現場では慌てますし、なかなか冷静な判断ができません

初動の一步は警察でも保険会社でもなく、負傷者がいるならまずその救護です。これは道路交通法でも定められていることです。次に二次災害の防止です。負傷者がいなければここからになります。さらに事故が発生しないように、他の車両の交通の妨げにならない場所に車を移動させます。

必ずしも車を動かせる状況にあるとは限りませんから、その場合、ハザードランプの点滅や停止表示機材を設置(または発煙筒の使用)するなどして後続車に注目を促します。特に高速道路では後続車がどんどん来るため、車を動かさないようなら、これらの処置を取。たら車内には残らないようにしてください。

2 警察の届け出は必ずする

警察への届け出は、人身事故であれば必須、物損事故であっても基本は警察に届けるものと思っていてください。

これも当たり前だろうと思った人も多いでしょう。しかしこんなケースでは警察の届け出が忘れられがちです。

- ・相手も自分もお互いにケガがない
- ・ちょっと軽くぶつかっただけの物損事故
- ・自分がとても急いでいて、重要な用事に間に合わない大変なことになる
- ・相手に損害賠償すると伝えて相手も承諾してくれた

理由は様々ですが、事故の現場では冷静に考えて判断している時間はありません。自分のほうが過失割合、つまり自分の落ち度の割合が高いと思。ていても、冷静に事故状況を検証してみたら実は逆だ。たということもありえます。

警察の届出をしなくても、結局、後から警察に行かなければならなくなることもあります。事故の事実や状況を形に残しておくためにも、警察の届出は早いほうがいいでしょう。これは自分が加害者でも被害者でも変わりません。

事故した瞬間は迷うことがあるかもしれませんが、迷ったらスタンダードな方法を取っておくほうが間違いが少ないことは確かです。

3 事故現場の状況を確認

警察へ届けたら、交通事故の状況や場所、負傷者や物の損害の状況などを伝えて指示を受けてください。実況検分が行われると思いますが、事故の状況を正確に伝えましょう。このとき、自分がこうだと思ふことはとはきちんと伝えておいてください

あきらかに自分が加害者という状況でかつ、相手が救急車で運ばれるような状況になっている場合、野次馬も集まってきますから事故現場ではさらし者状態になることもあります。気の弱い人だとその場から早く逃れたい気持ちでハイハイと言って済ませてしまうこともあるかもしれません。ただ、きちんとその場で話してください。後になってから実は状況が違う、 というのでは主張が通りにくくなります。

なかか余裕がないと思いますが、目撃者がいるならその人の氏名、連絡先、事故の証言などをお願いしましょう。最近では事故があるとスマートフォンなどで動画や写真を撮る人もいます。加害者側としては面白がって撮影されるのは勘弁してほしいところです。それでも相手方と主張が食い違うケースでは、第三者の動画や写真などが役に立つことも考えられるので、頭にいれておきましょう。

現場の写真、信号の状況、道路幅、一時停止など道路標識の位置、駐車している車がいたならその位置なども確認しておいてください。時間が経つと記憶があいまいになりますし、事故の状況を示すもの、例えば路面のスリップ痕などもなくなってきます。

4. 相手方の連絡先を確認

何度も言うように、軽微な物損事故でも警察への届出は必要ですが、実際には当事者同士の話で済ませてしまうことも少なくありません。

しかし後々何があるか分かりませんから、相手の住所・連絡先・車の登録番号なども控えておきましょう。口頭ではなく相手の免許証も見せてもらうことを忘れずに。

5. 損保保険会社へ事故の報告をする

交通事故に遭ったら、損害保険会社あるいは保険代理店へ事故報告を行ってください。その上で今後どうすれば良いか指示に従ってください。

たまに、軽微な物損事故だから自動保険は使わないほうがいいだろう、と報告しない人もいます。保険会社に事故報告しても、それだけで翌年の自動保険料が高くなるわけではありません

事故の報告が早くて問題になることはありませんが、遅いと保険会社の対応も後手になってしまいます。被害者から対応が遅いと言われるのは良いことではありません。まずは事故の報告とともに相談しましょう。

6. 被害者にお見舞いとお詫びを

人身事故の場合。その後の被害者、のお見舞いがあります。なかには保険会社に任せているから自分はお見舞いに行かないという人がいます。

損害保険会社は交通事故の示談交渉や事故処理のお手伝いをしてくれますが、最終的に示談をするのは事故の当事者同士です。被害者に後になって一度もお見舞いに来なかったと言われても時間は巻き戻せません。加害者が事故を起こしてしまったのは事実です。気が重いのは分かりますが、誠意を持って相手にお詫びしましょう。

***万が一事故に遭った場合の参考にしてください**

***勤務中の事故に関しては、軽微な事故に関わらず、必ずその場で会社に一報を入れ、指示を仰ぐこと。**

三八五観光タクシー株式会社